

○電子航法研究所評議員会規程

平成28年9月21日
電子研規程第8号

(目的及び設置)

第1条 電子航法研究所（以下、「研究所」という。）の運営及び研究開発課題に関して所長に助言を行うため、研究所に電子航法研究所評議員会（以下、「評議員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 評議員会は、研究所の運営及び電子航法に関して広くかつ高い見識を有する外部の専門家、有識者から、所長が委嘱する6名以内の評議員をもって構成する。

(座長)

第3条 評議員会に座長を置く。

2 座長は、評議員のうちから所長が委嘱する。

3 座長は、会務を主宰する。

4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した評議員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 評議員の任期は最大2年とする。ただし、その再任は妨げない。

2 任期中に退任した評議員の後任の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、所長が特に定めた場合はこの限りではない。

(招集)

第5条 評議員会は、所長がこれを招集する。

(秘密保持義務)

第6条 評議員は、その業務遂行の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

(庶務)

第7条 評議員会の庶務は、企画部研究計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は別途定める。

附則

この規程は、平成28年9月21日から施行する。